



** 子育て医師への支援(期間限定)のご案内 **

この度、厚生労働省「令和6年度子育て世代の医療職支援事業」に採択されました。同事業に伴う子育て中の医師への新規支援内容は下記①～④のとおりです。詳細は当センターホームページに掲載しています。なお、年度内に予算額に達した場合には予告なく終了することもありますので、ご了承ください。

- 実施期間 令和6年7月19日(金)～令和7年2月21日(金)
- 申請期限 令和7年2月28日(金)

男性医師も対象!
※一部要件あり



① 育児中業務代替支援補助事業

嘱託医員も対象

子の発熱やけが等のために休暇等を取得した際の業務を、交代し担当した医師に対し手当を支給

手当支給対象者	本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む) ※ 本学附属の病院又はクリニックと労働契約を締結している医師又は歯科医師も対象
補助内容	代替業務を行った医師(=手当支給対象者)1人につき1時間3千円、1日9千円を上限として手当を支給

② 小学校高学年対象病児及び病後児保育支援事業

小学校4年生～6年生の子の病児及び病後児の保育を利用した際の料金の一部を補助

対象者	本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む) ※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く ※ 申請時に学外出向中や休職中の者は除く
支援内容	対象者が附属病院等に出勤した日に地域の病児保育施設、ベビーシッターなどの病児保育により保育事業者を支払った保育料金のうち、対象となる小学校4年生から6年生の子1人につき1回あたり1万円、月に3万円を上限として補助

③ 託児等費用補助事業

本学が実施する入学試験や行事、出張等の業務を命じられた際の託児等にかかる費用の一部を補助

対象者	本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む) ※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く ※ 申請時に学外出向中や休職中の者は除く
補助内容	本学就業規則に定める休日に、本学入学試験への従事又は学会、セミナー及び研修会等(業務に限る)への参加のために0歳児から小学校6年生の子の託児等により、保育事業者を支払った保育料金のうち、対象となる子1人につき1日あたり1万円、年度内5万円を上限として補助

④ 外国語論文校正費用助成事業

産前・産後休暇中、育児休業中の方も対象!

研究力強化に向けた取組みの一環として、妊娠・育児中の医師に対し、外国語論文校正に係る費用の一部を助成

対象者	本学附属の病院及びクリニックに勤務する任期付助教以上の医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者を含む)で、産前・産後休暇中、育児休業中又は0歳児から小学校6年生の子をもつ者 ※ 申請時に学外出向中の者は除く ※ 男性の場合、育児休業中の者又は申請を行った時点から過去5年以内に育児休業を取得した者
助成内容	A～Cの条件をすべて満たす外国語論文(申請者の母語でない場合に限る)を校正した場合に、予算の範囲内で、1論文につき5万円を上限として助成 1人につき1論文、かつ1論文につき1回の助成とし(複数回の校正費の合算は不可)、校正費用が5万円を下回る場合はその実費 A. 助成決定後から令和7年2月21日までに校正後外国語論文の納品・検収が完了するもの B. 申請者が筆頭又は責任著者として発表するもの C. 他の予算や講座費等による費用負担が行われていないもの

小学校3年生までの「病児及び病後児保育支援制度」の利用上限が変更されました!

変更前 対象児童1人につき1回あたり1万円、月3回まで

↓

変更後 対象児童1人につき1回あたり1万円、**月3万円**まで

耳寄り情報

マタニティウェアレンタルサービスの対象施設に、「天満橋総合クリニック」が追加されました。皆さまのご利用をお待ちしております!!

お知らせ

